



栃 木 県 第 1 1 次
へ き 地 保 健 医 療 計 画
(平成23～27年)

平成23年3月
栃 木 県

1 基本的事項

(1) 計画策定の趣旨

へき地における医療の確保については、第1次（昭和31年度～）から第9次（～平成17年度）までのへき地保健医療計画は国が、第10次（～平成22年度）のへき地保健医療計画は県が策定し、各種の施策が講じられてきました。

本県においては、平成15年4月にへき地医療支援機構の設置、へき地医療拠点病院の指定を行うなど、へき地医療の確保・充実に努め、地域の実情に応じたへき地医療対策に取り組んできたところです。

現在、少子高齢化の進行と人口減少の本格化、経済のグローバル化や高度情報化の進展など、時代の大きな変化に的確かつ柔軟に対応しながら、地域の活力を向上させていくことが、地方自治体に課せられた大きな課題となっております。

こうした状況を踏まえ、「生涯にわたって安心して暮らすことができる保健医療提供体制の確保」を基本理念とした「栃木県保健医療計画（5期計画）」に基づき、へき地地域の住民が地域間格差の影響を受けずに、安心して医療を受けられる体制の実現を目指して、栃木県第11次へき地保健医療計画を策定することとしました。

(2) 計画の期間

平成23年度から平成27年度の5か年

2 へき地保健医療対策の現状と課題

(1) 無医地区等の現状

人口約200万人の栃木県は、東京から60～160kmの首都圏に位置し、内陸県で離島を有せず、ほぼ円形の県土に東北縦貫自動車道や東北新幹線が南北方向に、また東西には北関東自動車道が走り、県都宇都宮市がその中心部に位置しています。このような地理的条件の下、本県の医療提供体制は、県北、県西、県東・央、県南、両毛の5つの二次医療圏から構成されています。

無医地区^{*1}については、昭和48年に28地区ありましたが、平成21年10月末には14地区（人口7,757人）に減少しています。

本県の無医地区等について、ここ20年間の推移を見ると、へき地診療所の開設や交通事情の改善等により、無医地区及び無歯科医地区が約3～4割減少していますが、これに準じる地区に転じているケースが多く、総数はほぼ一定となっています。

【無医地区の推移】

		平元	平6	平11	平16	平21
無 医 地 区	地 区 数	20	15	15	13	14
	市 町 村 数	11	9	8	8	6
準 じ る 地 区	地 区 数	5	11	13	14	13
	市 町 村 数	3	5	7	8	6
総 数	地 区 数	25	26	28	27	27
	市 町 村 数	12	11	11	12	8

※市町村数の総数は、重複があるため無医地区と準じる地区の合計と一致しない。

【無歯科医地区の推移】

		平元	平6	平11	平16	平21
無 歯 科 医 地 区	地 区 数	22	20	17	13	14
	市 町 村 数	12	12	10	9	6
準 じ る 地 区	地 区 数	6	10	14	14	15
	市 町 村 数	3	5	8	8	7
総 数	地 区 数	28	30	31	27	29
	市 町 村 数	12	13	12	11	8

※市町村数の総数は、重複があるため無医地区と準じる地区の合計と一致しない。

＊ 1 【無医地区・無歯科医地区】

医療機関のない地区で、当該地区の中心的な場所を起点として概ね半径4 kmの区域内に50人以上が住居している地域であって、かつ、容易に医療機関を利用することができない地区（5年に一度調査を実施。市町が無医地区等の該当を判断し県に報告する。）

【無医地区・無歯科医地区に準じる地区】

無医地区（無歯科医地区）には該当しないが、当該地区に準じた医療の確保が必要な地区として、知事が厚生労働大臣と協議の上認めた地区

（２）医療提供施設の現状

ア ヘき地診療所

県内10か所（平成22年4月1日現在）のへき地診療所が、無医地区等における地域住民への医療を提供しています。

イ ヘき地医療拠点病院

県内7か所（平成22年4月1日現在）のヘき地医療拠点病院が、巡回診療やヘき地診療所への代診医の派遣などを実施しています。

【ヘき地診療所】

診療所名	開設年月
那須烏山市熊田診療所	昭和39年6月
日光市立小来川診療所	昭和45年7月
日光市立奥日光診療所	平成12年5月
日光市立国民健康保険栗山診療所	昭和24年8月
日光市立湯西川診療所	昭和57年9月
日光市立三依診療所	平成18年4月
佐野市国民健康保険野上診療所	昭和58年4月
佐野市国民健康保険新合診療所	昭和58年4月
佐野市国民健康保険飛駒診療所	昭和62年4月
佐野市国民健康保険氷室診療所	昭和30年1月

【ヘき地医療拠点病院】

病院名	病床数	指定年月日
大田原赤十字病院	556床	平成15年4月1日
芳賀赤十字病院	410床	平成15年4月1日
上都賀総合病院	512床	平成15年4月1日
那須南病院	150床	平成15年4月1日
佐野市民病院	258床	平成15年4月1日
日光市民病院	100床	平成15年4月1日
獨協医科大学日光医療センター	199床	平成18年4月1日

【ヘき地医療拠点病院による支援対象】

病院名	支援対象市町村	診療所名
大田原赤十字病院	大田原市、那須町	
芳賀赤十字病院	茂木町、市貝町	
上都賀総合病院	鹿沼市	
那須南病院	那須烏山市、那珂川町	・ 那須烏山市熊田診療所
佐野市民病院	佐野市	・ 佐野市国民健康保険野上診療所 ・ 佐野市国民健康保険新合診療所 ・ 佐野市国民健康保険飛駒診療所 ・ 佐野市国民健康保険氷室診療所
日光市民病院 獨協医科大学日光医療センター	日光市	・ 日光市立小来川診療所 ・ 日光市立奥日光診療所 ・ 日光市立国民健康保険栗山診療所 ・ 日光市立湯西川診療所 ・ 日光市立三依診療所

栃木県へき地保健医療対策現況図 【医科】

平成21年10月31日現在

〔凡例〕

- ◎へき地医療支援機構
□へき地医療拠点病院
○へき地診療所
●無医地区
▲無医地区に準じる地区



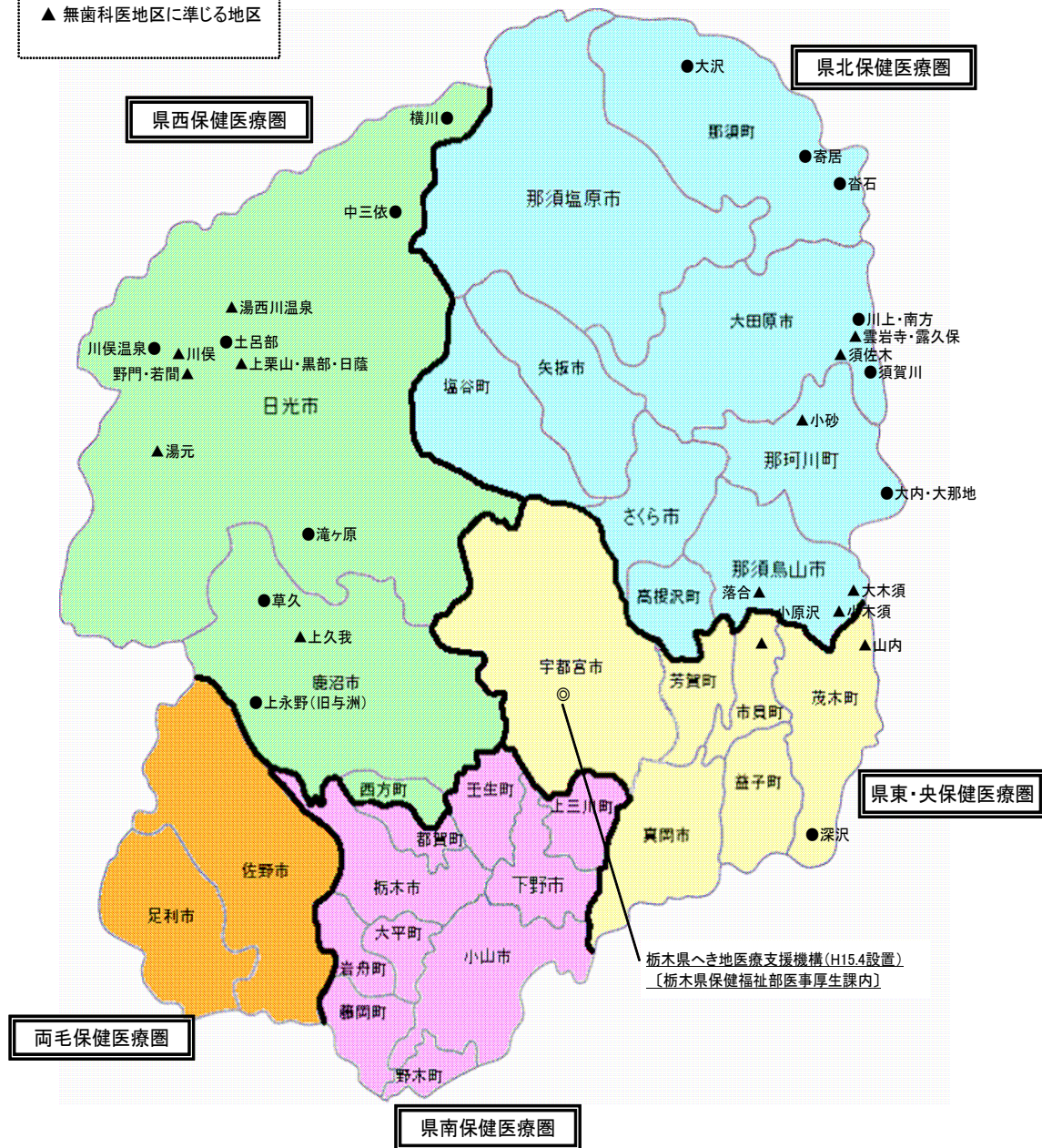
二次医療圏名	無医地区		準じる地区	
	H16	H21	H16	H21
県北保健医療圏	4	7	8	7
県西保健医療圏	8	6	3	3
県東・央保健医療圏	1	1	3	3
県南保健医療圏	0	0	0	0
両毛保健医療圏	0	0	0	0
合 計	13	14	14	13

栃木県へき地保健医療対策現況図【歯科】

平成21年10月31日現在

〔凡例〕

- ◎ へき地医療支援機構
- 無歯科医地区
- ▲ 無歯科医地区に準じる地区



二次医療圏名	無歯科医地区		準じる地区	
	H16	H21	H16	H21
県北保健医療圏	5	6	6	7
県西保健医療圏	7	7	6	6
県東・中央保健医療圏	1	1	2	2
県南保健医療圏	0	0	0	0
両毛保健医療圏	0	0	0	0
合 計	13	14	14	15

（３）へき地保健医療対策の課題

ア 本県のへき地医療は、これまで、県の自治医科大学卒業医師の派遣事業やへき地医療拠点病院をはじめとする関係者の努力によって、比較的順調に推移してきましたが、近年の全国的な医師不足の状況を受け、本県医療の中核的な役割を担うへき地医療拠点病院において医師不足が顕在化し、救急医療に係る機能が低下しているため、自治医科大学卒業医師の配置のあり方について見直しの必要が生じています。

また、地域医療を志す若い医師や、田舎暮らしを志向する医師が、新たにへき地診療所に着任する事例もあることから、ドクターバンク制度^{*2}の活用等により、幅広い視点から医師の招聘を図る必要があります。

イ へき地診療所に勤務する医師は、自身のキャリア形成や家族への影響について大きな不安を抱えていることが多いことから、医師及びその家族が安心して勤務・生活できるよう、子育て支援や家族支援等を考慮しながら、地域の実情に応じたキャリアパスを構築し、地域に根ざした医師を育成するとともに、自治医科大学卒業医師、修学資金貸与医師、地域枠医師等の県内定着率の向上を図る必要があります。

ウ へき地診療所においては、急な病気や突発的な事由の際、休暇を取得することが困難な状況にあるため、当該診療所に勤務する医師、看護師等が臨機応変に休暇を取得することができるような体制を構築する必要があります。

* 2 【ドクターバンク制度】

「一般職の任期付職員の採用等に関する条例」に基づき、県職員として採用し、県内の公的病院等において、診療業務に従事していただく制度。

任期の3年目には、県内の大学病院又は県立病院において、有給で研修を行うことができます。

3 へき地保健医療対策の目標

（１）医療を確保する体制

ア 無医地区等の地域住民が安心して医療が受けられる体制の整備

イ 専門的な医療や高度な医療を要する場合に、適切に搬送できる体制の整備

ウ へき地医療を担う医師、看護師等の確保

（２）診療を支援する体制

ア ヘき地での医療の質の向上及び専門的な医療との連携確保

イ 遠隔画像診断等の診療支援やへき地医療を担う医師、看護師等に対する研修の実施

４ ヘき地等の医療提供体制を構築する各主体の役割

（１）都道府県の役割

ア 県に設置したへき地医療支援機構において、へき地医療支援事業の企画・調整等を行い、計画的なへき地医療提供体制の充実・強化を図る役割

イ ヘき地診療所及びへき地医療拠点病院（以下「へき地医療機関」という。）における医師、看護師等の確保の取組を支援する役割

ウ 無医地区等における地域住民の医療を確保するため、巡回診療車及び歯科巡回診療車による巡回診療事業を実施する役割

エ ヘき地医療機関の施設・設備整備等に対する助成を行い、施設・設備の充実を図る役割

（２）へき地医療を担う医師、看護師等及びへき地医療機関の役割

〈へき地診療所〉

- ・無医地区等における地域住民が必要とする総合的な診療を提供する役割
- ・へき地医療拠点病院との連携体制の確保に努める役割
- ・へき地医療拠点病院における研修等に積極的に参加する役割

〈へき地医療拠点病院〉

- ・無医地区等における医療活動（市町村の地域保健活動と連携した疾病の予防対策等を含む。）を継続的に実施する役割
- ・無医地区等における地域住民の医療を確保するため、巡回診療事業を実施する役割
- ・へき地診療所への代診医の派遣など、へき地診療所の診療支援を行う役割
- ・遠隔画像診断など、情報通信技術（ＩＴ）を活用した診療支援を行う役割
- ・へき地医療を担う医師、看護師等の資質向上を図るための研修を実施する役割

（３）へき地を有する市町村の役割

ア ヘき地診療所の医師、看護師等を確保する役割

イ ヘき地医療を担う医師、看護師等が充実した勤務をすることができるよう、生活環境や勤務環境を整える役割

ウ 無医地区等における地域住民の医療を確保するため、患者を最寄の医療機関まで輸送する患者輸送事業を実施する役割

（４）医療の提供を受ける住民の役割

- ア ヘき地医療を担う医師、看護師等の重要性や生活面での実情等を理解し、市町村等とともにヘき地医療を担う医師、看護師等を支える役割
- イ 健康診断の受診など、疾病の予防に努める役割

５ ヘき地保健医療対策に係る具体的支援策

（１）ヘき地医療支援機構の強化について

ア ヘき地医療支援機構の役割について

県は、広域的なヘき地医療支援事業の企画・調整等を行い、ヘき地医療対策に係る各種事業を円滑かつ効率的に実施するため、栃木県ヘき地医療支援機構を設置しています。

栃木県ヘき地医療支援機構は、ヘき地医療支援会議の議を経て、ヘき地医療支援計画を策定し、次の事業を行います。

- ① 総合的な診療支援の企画・調整に関すること。
- ② ヘき地医療拠点病院に対する医師派遣の要請に関すること。
- ③ ヘき地医療拠点病院における派遣医師等の登録及び当該人材のヘき地診療所等への派遣業務に係る指導・調整に関すること。
- ④ ヘき地医療拠点病院における巡回診療の実施に係る調整に関すること。
- ⑤ ヘき地医療拠点病院の活動評価に関すること。
- ⑥ ヘき地医療従事者に対する研修計画・プログラムの作成に関すること。
- ⑦ ヘき地保健医療情報システムの管理等に関すること
- ⑧ ヘき地医療に係る調査・研究の企画・調整に関すること。
- ⑨ その他ヘき地医療の支援に関すること。

イ ヘき地医療支援機構の専任担当者の機能向上のための取組について

地域医療に意識の高い医師で、かつ、ヘき地で相当の診療経験を有する者を専任担当者として配置し、現場の医師と行政のパイプ役として、ヘき地医療対策の各種事業に対し、助言・調整等を行っていただきます。

ウ ヘき地医療支援機構の機能向上のための取組について

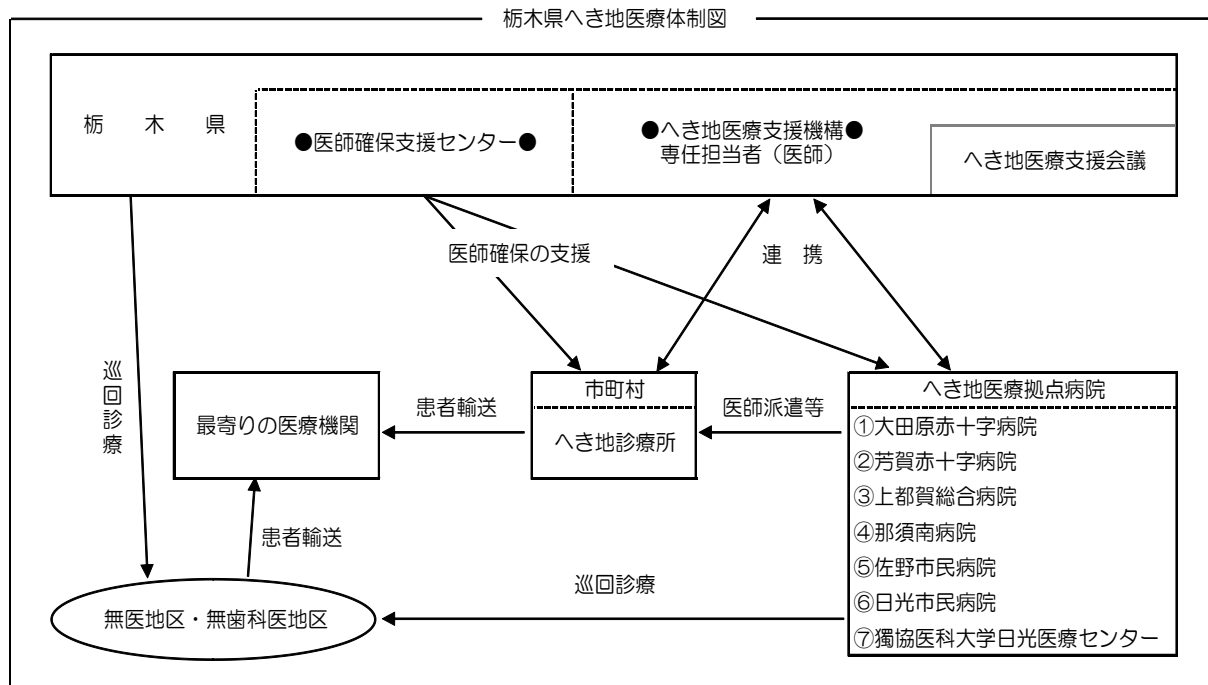
ヘき地医療機関の現地視察を行うなど、ヘき地医療の現状把握に努めるとともに、関係市町との連携強化を図りながら、ヘき地医療支援機構の機能強化に向け、積極的に支援します。

エ ヘき地医療支援機構が派遣する医師の確保について

ヘき地診療所に派遣する医師の確保については、二次医療圏内のヘき地医療拠点病院だけでは限界があることから、県全体で広域的に対応することとし、相互支援の意識の醸成を図ります。

オ ヘき地医療支援機構の活動を評価する取組について

「全国へき地医療支援機構等連絡会議」等を通じ、他の都道府県の取組等の情報収集を行った上で、へき地医療支援機構の活動について評価を行います。



（２）へき地医療を担う医師の動機付けとキャリアパスの構築について

ア 医師の育成過程等におけるへき地医療への動機付けについて

中・高校生を対象とした職業ガイダンスを実施するなど、地域医療への動機付けに取り組みます。

イ 安心して勤務・生活できるキャリアパスの構築について

限られた医療資源の有効活用を図るため、地域医療再生基金を活用した「医師派遣システム等構築事業」により、平成２２、２３年の２か年で、自治医科大学卒業医師、修学資金貸与医師、地域枠医師等の有効な派遣方法、キャリア形成方法等を研究・構築します。

（３）へき地等の医療提供体制に対する支援について

ア ヘき地医療機関に対する支援策について

- ① ヘき地医療機関の施設・設備整備等に対する助成を行い、へき地医療提供基盤の維持・確保に努めます。
- ② 医師派遣システム等構築事業の成果を踏まえながら、へき地医療機関に対する自治医科大学卒業医師、修学資金貸与医師、地域枠医師等の派遣事業を実施します。

- ③ 県のホームページ等を通じ、へき地医療機関における医師募集情報について広く周知を図るほか、職業安定法に基づく医師の無料職業紹介事業を実施する等、栃木県医師確保支援センター^{*3}と連携しながら、へき地医療機関における医師確保の取組を支援します。

イ 情報通信技術（ＩＴ）による診療支援について

- ① 医師同士の診療支援という観点から、へき地診療所に一人で勤務している医師に対して専門医が実施する画像診断等の診療支援の仕組みについて、地域医療再生基金を活用した「連携ネットワークシステム整備支援事業」の中で検討していきます。
- ② 在宅患者に対し、医師又は保健師、助産師、看護師等が指導し、直接健康管理を行う遠隔医療について、対面診療を原則としつつ、少子高齢化の進行と人口減少の本格化、高度情報化の進展などを踏まえながら、情報ネットワークの整備等を支援していきます。

ウ ドクターヘリ等の活用方策について

ドクターヘリや消防防災ヘリの活用により、交通手段に恵まれない地域の患者が専門的な医療や高度な医療を要する場合に、適切に搬送できる体制を整備します。

（４）へき地等の歯科医療体制について

無歯科医地区等における地域住民の歯科医療や口腔ケアを確保するため、歯科巡回診療車による巡回診療事業を実施します。

（５）へき地医療機関に従事する医療従事者について

へき地医療機関に勤務する看護師、薬剤師等の医療従事者についても、医師に対する対策と同様の取組を行う必要があるため、人材確保やキャリア開発等を支援します。

＊３【栃木県医師確保支援センター】

県内における医師不足に対応し、地域医療提供体制の確保を図ることを目的として、平成１７年６月に設置されました。

栃木県医師確保支援センターの主な業務は、次のとおりです。

- ① 臨床研修医確保のための事業
- ② 職業安定法に基づく無料職業紹介事業
- ③ 医師募集情報に関する相談及び案内
- ④ 在宅女性医師の活用のための事業
- ⑤ 医師のＵ・Ｊ・Ｉターン推進のための事業

【へき地診療所の状況】

	H17	H18		H19		H20		H21	
			前年比		前年比		前年比		前年比
診療日数	2,001.0	2,084.0	104.1%	2,016.0	96.7%	2,103.5	104.3%	2,019.0	96.0%
延患者数	44,560	43,163	96.9%	41,728	96.7%	37,641	90.2%	36,271	96.4%

【へき地医療拠点病院における巡回診療等の状況】

	平17	平18		平19		平20		平21	
			前年比		前年比		前年比		前年比
実施日数	405.0	380.0	93.8%	377.0	99.2%	422.0	111.9%	418.5	99.2%
延患者数	3,968	3,482	87.8%	4,175	119.9%	4,113	98.5%	3,926	95.5%

【県委託事業（巡回診療）の状況】

〈一般〉

	平17	平18		平19		平20		平21	
			前年比		前年比		前年比		前年比
実施日数	24.0	24.0	100.0%	24.0	100.0%	24.0	100.0%	24.0	100.0%
延患者数	196	191	97.4%	167	87.4%	158	94.6%	165	104.4%

〈歯科〉

	平17	平18		平19		平20		平21	
			前年比		前年比		前年比		前年比
実施日数	38.0	34.0	89.5%	30.0	88.2%	30.0	100.0%	30.0	100.0%
延患者数	249	187	75.1%	190	101.6%	119	62.6%	154	129.4%

【へき地患者輸送事業の状況】

	平17	平18		平19		平20		平21	
			前年比		前年比		前年比		前年比
稼働日数	441.0	370.0	83.9%	387.0	104.6%	387.0	100.0%	383.0	99.0%
延患者数	4,244	2,318	54.6%	2,430	104.8%	2,642	108.7%	2,789	105.6%